

海陽町次期行財政改革プラン策定支援業務仕様書

1 業務名

海陽町次期行財政改革プラン策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

海陽町（以下「本町」という。）では、これまで3次にわたる集中改革プランを策定し、行財政改革に取り組んできたことにより、財政健全化に大きな効果をもたらした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策などへの取組や老朽化した公共施設等の維持・修繕に要する経費、人口減少対策、新たな行政ニーズへの対応など歳出の増加が見込まれる一方で、令和3年度より地方交付税の特例措置の終了より、非常に厳しい財政運営が確実な状況である。令和2年度に本町が策定した収支計画では令和12年度には普通会計の全ての基金がなくなり、更に2.5億円の赤字が発生する状況となる。このような状況を打開するため、今後の本町の行財政改革の指針を示した次期行財政改革プラン（取組期間：令和4年度から令和8年度）を策定する。

本業務は、本町のこれまでの行財政運営における課題と今後の行財政運営における課題を客観的・総合的に分析するとともに課題解決のための対策を検討し、健全な行財政運営体制の構築に向けた方策について提案し、次期行財政改革プラン策定に係る支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 現状分析及び課題整理

財政状況（今後の財政見通しを含む）、行財政改革、懸案事業の内容等について、各種計画及び資料等に基づき他団体比較などの分析を実施するとともに、それらに基づき課題整理を行う。また、本町の課題把握のため必要な現地確認を行う。

(2) 取組項目の設定支援

本町行財政改革プロジェクトチームと連携して取組項目の洗い出しを行い、取組効果などの検証を行う。

(3) 次期行財政改革プラン（案）の策定

次期行財政改革プランの原案の策定を行う。また、外部の海陽町行財政改革推進委員会の運営に必要な対応を行う。

5 スケジュール概要（予定）

- 令和3年4月 : 受託者決定
- 令和3年5～9月 : 受託者による次期行財政改革プラン（案）作成に係る支援業務（次期行財政改革プラン（案）策定も含む）
- 令和3年4～8月 : 本町行財政改革プロジェクトチームによる取組項目等の次期行財政改革プラン（案）の検討
- 令和3年9～10月 : 本町行財政改革プロジェクトチームによる受託者策定の次期行財政改革プラン（案）の確認
- 令和3年10～2月 : 海陽町行財政改革推進委員会による次期行財政改革プラン（案）の審議（10月、12月、2月の3回）
- 令和3年12月 : 海陽町議会への中間報告
- 令和4年2月下旬 : 海陽町行財政改革推進委員会の審議を経て行財政改革プランを策定、海陽町議会に最終報告
- 令和4年3月 : 行財政改革プランの公表

6 業務実施体制

地方財政制度、地方公会計制度、財政健全化法、総合計画、行政評価制度など、本業務の目的達成に必要な知見を有する業務責任者を配置すること。

7 事務手続き書類

本業務の受託者は、契約締結時に次の書類を速やかに提出すること。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 主任技術者届出書
- (4) その他本町が指示する書類

8 受託者の責任

本業務において、次に掲げる事項は受託者の責任とする。

- (1) 本業務の実施にあたり発生した費用は、本仕様書に特に記載がない限り受託者が負担するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (3) 受託者は、本業務終了後、3年以内において過失又は疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、受託者の責任と負担において直ちに訂正補充等を行うこと。

9 資料の貸与

受託者は、本業務の遂行上必要な資料のうち、本町が所有するものを、受託者に貸与することができる。なお、受託者は、貸与を受けた資料の保管、取扱等に十分に注意し、本業務完了後速やかに返却しなければならない。

10 協議及び報告等

本業務の実施期間中において受託者は、本町担当職員と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。また、打合せ事項について受託者は、その都度「打合せ記録簿」を提出しなければならない。

11 成果品

次期行財政改革プラン（案）（紙媒体及び電子データ）
現状分析等報告書（紙媒体及び電子データ）

12 成果品の検査

各作業については必要に応じて適宜検査を行う。なお、不備な箇所について訂正等の指示を受けたときは、直ちに訂正等しなければならない。

13 その他

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知りえた事項を第三者に漏らし又は、委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、海陽町個人情報保護条例を順守しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町に書面により報告し、本町の承認をえること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、本町及び受託者が協議の上、定めるものとする。